

荷主・元請運送事業者の皆様へ

STOP 長時間の荷待ち！

～トラック運転者の荷役作業中の安全確保にもご協力を～

- 皆様もご存知のとおり、令和6年4月から、時間外労働の上限規制が自動車運転業務にも適用されました。これに応じて、自動車運転者の拘束時間等を規制した改善基準告示も改正されました。

トラック運転者の長時間労働是正のためには、運送事業者の努力だけではなく、荷主や元請の協力が必要不可欠です。物流を支えるトラック運転者の健康のためにも、次の事項などにご理解とご協力をお願いします。

- 長時間の荷待ちの改善
- 改善基準告示を守った安全運行が可能な着時刻等の設定



改善基準告示



交通労働災害防止ガイドライン

- 令和5年における当署管内の道路貨物運送業の労働災害(休業4日以上)は176件と、平成以降最多の水準となっています。このうち、半数近くが荷主・元請で発生しています。

「荷役作業の安全対策ガイドライン」では、荷主や元請に対しても、取り組むべきものとして次の事項などを示していますので、ご配慮をお願いします。

- 運送事業者を含めた安全衛生協議組織の設置
- 墜落・転倒・腰痛等の対策
- 荷役作業の役割分担等に関する運送事業者との連絡調整

荷役作業ガイドライン

